

入札内訳書に関する取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日

1 趣旨

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、市が発注する建設工事の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に入札内訳書の提出を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる入札

入札内訳書を入札書と同時に提出することを義務付ける入札は、競争入札により発注しようとする建設工事とする。

3 入札内訳書の記載方法及び提出方法

- (1) 入札内訳書については、工事の入札ごとに別に示す入札内訳書様式の項目に対応する金額を記載するものとする。
- (2) 提出する入札内訳書は、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出するものとする。また、提出した入札内訳書については、書換え、引換え、又は撤回することは認めない。

4 入札内訳書の内容確認

- (1) 入札事務担当者は、入札書を確認すると同時に入札内訳書の内容確認を行うものとする。この場合において、当該内訳書が次のいずれかに該当する場合は、当該内訳書に係る入札を無効とする。
 - ア 入札内訳書の提出がない場合
 - イ 入札内訳書に記名押印がない場合
 - ウ 工事名を確認できない場合
 - エ 入札内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - オ 入札者（代理人をして入札をした場合にあつては、当該代理人）以外の者が入札内訳書を提出した場合
 - カ 入札内訳書の記載金額を確認できない場合
 - キ 3の（1）の規定により示す入札内訳書様式の項目に関して、記載漏れ等の不備がある場合
- (2) 入札内訳書の内容を確認した結果、設計書の積算と大幅に乖離する場合には、入札決定前に、入札参加者に対して口頭にて説明を求めることができる。

5 入札内訳書の取扱い

入札内訳書の内容確認の結果、次のいずれかに該当する場合は、「砂川市建設工事等に関する談合情報の取扱要領」に基づいた措置を行う。

- (1) 入札参加者全員の内訳書の記載金額に同一性があると判断される場合
- (2) 入札参加者全員の内訳書に同じ誤りや印刷時の汚れがあるなど、同一性があると判断される場合

6 入札手続等の留意事項

入札内訳書の提出を求める入札の実施については、入札の公告、指名通知等において明らかにするものとする。